

五ヶ瀬町お試し滞在施設運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、本町への移住・定住を促進し、人口減少の抑制と地域の活性化に資するため、移住希望者の生活体験及び移住準備の利用に供することを目的として、町が設置する五ヶ瀬町お試し滞在施設（以下「施設」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置等)

第2 施設の名称、所在地及び戸数は次のとおりとする。

名 称	所在地	戸数
五ヶ瀬町お試し滞在施設	五ヶ瀬町大字三ヶ所 10709 番地 10、10709 番地 7 の一部	1

(使用者の資格)

第3 施設を使用することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 西臼杵郡外に住所がある者で、町内への移住を希望している者
- (2) 移住の実現のために五ヶ瀬町からの情報提供や協力支援を受ける意思がある者
- (3) 本町への移住を主たる目的とした活動のために滞在する者
- (4) 五ヶ瀬町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 12 号）第 2 条に規定する暴力団関係者その他公序良俗に反する団体に属する者に該当しないこと

(使用期間)

第4 施設の使用期間は、使用開始日から起算して連続する 2 日以上 14 日間以内とし、第 6 の規定により使用を承認した期間の満了により終了する。この場合において、期間内に使用しない日があっても連続して使用したものとみなす。

2 施設は、1 月 1 日から 1 月 3 日までの日、3 月 31 日、4 月 1 日、12 月 28 日から 12 月 31 日までの日及び大型連休期間は使用することができない。

3 施設の使用開始日及び使用満了日は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除いた日とする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。

4 施設の使用開始時間は、使用開始日の午前 9 時 00 分から午後 5 時までとし、使用終了時間は使用満了日の午前 9 時から午後 3 時までとする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。

5 使用者が施設を使用できる限度は、同一年度内において 2 回までとする。

(使用の申出)

第5 施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ電話等による予約を行い、使用開始日の 14 日前までに五ヶ瀬町お試し滞在施設使用申出書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、使用開始日の 7 日前までに施設使用申出書を提出することができる。

2 前項の申出書には、誓約書（様式第2号）及び身分証明書（運転免許証、パスポート等の顔写真付きのもの。使用者に異なる世帯の者がいる場合は、世帯ごとの代表者の身分証明書を含む。）の写しを添えて提出しなければならない。

（使用料）

第6 施設の使用料は、無料とする。ただし、電気代、ガス代及び水道代を除く日常生活に係る費用、飲食費並びに交通費等は使用者の負担とする。

（使用者の順守事項）

第7 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 生活体験及び移住の準備に利用することを目的として施設を使用すること。
- (2) 留守時又は就寝時に施錠する等施設を善良に管理すること。
- (3) 鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (4) 火気の取扱いに注意するとともに、施設の備品及び什器類を適切に取り扱うこと。
- (5) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (6) 施設及びその周りの清掃を行い、住環境の整備をすること。
- (7) 施設の使用後は、原状に復して返還すること。
- (8) その他施設の使用に関し、町長が必要と認めること。

（禁止行為）

第8 使用者は、施設において次に掲げる行為をしてはならない

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 営利行為及び寄附の要請その他これに類する行為
- (3) 興行、展示会その他これに類する催しの開催
- (4) 動物の飼育
- (5) 改修又は増築を行うなど施設の形状を変更するほか、安全かつ適正な管理に支障を及ぼす行為
- (6) 土地の形質を変更する行為
- (7) 施設の全部又は一部を第三者に賃貸する行為
- (8) 鍵の改変又は複製行為
- (9) 町長の承認を受けた使用期間を超えて施設を使用し、又は滞在する行為
- (10) その他町長が適当でないと認める行為

（使用の中止）

第9 町長は、使用者が第7に掲げる事項を遵守しないと認めるとき若しくは第8に掲げる行為を行ったと認めるとき又は施設を継続して使用することが困難であると認めるときは、使用を中止させることができる。

2 前項によって使用者が受けた損害については、町はその責めを負わない。

（明渡し）

第 10 使用者は、使用期間が満了したとき又は第 9 の規定により使用が中止されたときは、町職員の立会いのもと、速やかに施設を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、施設の清掃を行い、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、施設及びその敷地を原状回復しなければならない。

2 使用者は、前項の明渡しの際、五ヶ瀬町お試し滞在施設活動実績報告書（様式第 3 号）を町長に提出し、施設使用期間中の活動実績について報告しなければならない。

（立入り）

第 11 町長は、住宅の防火、構造の保全その他の施設の管理上特に必要がある場合は、指定した職員に施設内に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する立入りを拒むことはできない。

（損害賠償）

第 12 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、施設及び施設内の備品、什器等を破損し、又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。

（事故免責）

第 13 施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、施設内又は施設周辺で発生した事故について、町はその責任を負わないものとする。

（委任）

第 14 この要領に定めるもののほか、必要な事項は企画課が別に定める。

様式（省略）